

長野県革新懇ニュース

2022年5月号
発行日5月10日
会費 2,000円
購読料 3,000円(送料込)
振替 00510-3-15971

275

発行 日本と信州の明日をひらく県民懇話会
(長野県革新懇) 発行人: 山口光昭 編集長: 高村裕
〒380-8790 長野市県町593 高校教育会館内
TEL: 026-234-1231 FAX: 026-234-2219 メール: mail@nagano-kakushinkon.com

====今号の主な記事====

- 1面 月影瞳さんインタビュー
- 2面 1面続き、「近現代信州の歴史回廊」小平千文さん
- 3面 大北事件住民訴訟の判決について
読者の声、漢字パズル
- 4面 雨よ降れ 築「五十年」の劣化 窪島誠一郎さん
写真で辿る信州と戦争 海沼実作曲の「里の秋」北原高子さん
映画評論『ウエストサイドストーリー』内山到さん

長野県革新懇

検索



1943年生まれ。1969年に弁護士登録。以降、約53年間一貫して弱者や住民の立場に立つて数多くの事件を手掛ける。

トカゲの尻尾切りを許さないために

東京高裁へ控訴を決断

まつむら ふみお 松村 文夫 さん

(大北森林組合補助金不正住民訴訟弁護団)

原告の主張に理解を示した判決

Q 大北森林組合補助金不正住民訴訟の判決が3月25日に長野地裁で出されましたが、その評価をお聞かせください。(以下、北安曇地方事務所を北安地事と略記)

一言で言えば、画期的な判決です。

判決では、知事や林務部長らに賠償を求めた私たちの請求は却下・棄却されました。この点はきわめて残念で、遺憾です。北安地事の上部機関である林務部の職員について、不正な補助金交付を示唆したことや認識しながら適切な対応を執らなかった不作為を特定できなければ、責任を問えないというものです。ただ、「林務部職員が北安地事の予算執行額の急増に不自然

さを感じたり、年度末に追加の予算が割り当てられた場合に適切に竣工検査を行うことに困難が生じるおそれがあることを認識することができた可能性はあると考えられる」とまで認定しています。それ

あまりにも異常な予算の押し付け

Q 今回の住民訴訟の対象はどのようなものですか？

しかし、その一方で、「林務部の責任について」という項をわざわざ立てて、「(林務部による)実情に見合わない予算の割り当てや予算消化の依頼が北安地事による不適正な補助金交付を誘発及び継続させる要因の一つとなったことと認められる」と認定しています。これは、私たちが最も力をいれて主張・立証したことが認められたということになり、逆に、被告県が訴えた、林務部による予算消化の依頼と補助金の不正発生の間には関連はないとした主張が退けられたことになりました。

私たちは、県が北安地事担当者だけに損害賠償を命じて、林務部役職者については免罪しようとしていることを知って提訴しましたが、判決では、私たちが訴えた「トカゲの尻尾切り」という用語をわざわざ使って、その主張に

大北森林組合補助金不正事件とは、北安地事が扱っていた造林補助について、大北森林組合などが施工しているのに補助金の申請をして、2007年から2013年にかけて16億円も不正に支給されていたというものです。

不正自体は大北森林組合の元専務が騙し取ったことや、北安地事の担当者が施工についての検査を行わなかったことに直接の責任があります。その不正額があまりに巨額であることから、私たちは林務部の役職者、知事らにも責任があると考えました。

補助金不正をめぐる主な経過

- 2007~13年度 大北森林組合が補助金を不正に受給
- 14年4月 内部で不正が明らかに
- 15年1月 知事が不正を公表
- 11~12月 県警が元専務理事を補助金適正化法違反で逮捕、詐欺容疑で再逮捕
- 16年6月 事業費8億円、加算金3.5億円を国に返還
- 17年9月 国が県に課した加算金の賠償を知事らに求め、住民監査請求
- 11月 県監査委員が住民監査請求棄却
- 12月 住民訴訟提起
- 18年6月~ 18回の裁判
- 22年3月 住民訴訟の請求棄却・却下

Q 大北森林組合の不正はどのような形で発覚したのでしょうか？
2014年に北安地事林務課に赴任したY氏が、引き継ぎ書類をみて、現地を調査したところ、施工されていないのに補助金が支給されていることに気がつき、同年4月10日に出向いて調査結果を報告

2014年4月に不正はすでに発覚

景ですが、長野県では、田中知事誕生により2004年度に「ふるさと森林づくり」を重要な政策として掲げ、それを実行する「アクションプラン」を策定しました。また、国は2007年度に、地球温暖化防止のための「京都議定書目標達成計画」の一環として造林事業を推進すべく造林補助予算を急増しました。その後、リーマンショック緊急経済対策あるいは東日本大震災復旧復興支援事業などで、予算を増大させました。一見すると造林補助予算が増えるのは良いことなのですが、その担い手が不足している状況があり、さまざまな矛盾が起こってしまうわけです。

粘り強く証拠の発掘に務める

阿部知事は翌2015年1月29日、記者会見して大北森林組合などによる不正について発表しましたが、林務部の責任については触れていません。その後、県の代理人をしていた弁護士が委員長となる「検証委員会」が設けられ、2015年7月「検証委員会報告書」が発表されました。この報告書でも林務部の責任や不正の原因になった造林予算の増大については触れていません。

Q 原告側は、住民訴訟でどのように追及したのでしょうか？
裁判を起こした当初は、ほとんど資料がないので、大北森林組合元専務の詐欺事件の刑事裁判記録を活用しました。この刑事事件で北安地事担当者の多くが供述していたことは、林務部から年度末になつて他の事務所消化し切れなかった予算について消化